

令和6年1月12日

連絡先
観光部観光総務課 担当者：森 電話：059-224-2077 FAX：059-224-2801

観光総務課における公文書の紛失について

観光総務課が所管している公文書ファイルについて、令和6年3月31日で保存期間が満了するファイルのうち1冊の所在が確認できないことが判明しました。

当該ファイルに綴られていた書類は、会計事務の内部手続きに関する文書であり、個人情報に記載されておらず、また、外部への流出も確認されておりません。

公文書の不適正な管理について、県民の皆様に対し、深くお詫び申し上げますとともに、今後このようなことが起こらないよう、再発防止を徹底してまいります。

1 公文書ファイルの名称等

(1)ファイル名

「予算関係」：庁内予算協議にかかる決裁7件を編綴

(2)作成年度・保存期間

平成30年度作成・5年保存

2 経緯

令和5年12月下旬から令和6年1月上旬にかけて、令和6年3月31日で保存期間が満了する公文書ファイルの保管状況について調査を行ったところ、該当ファイル31冊中1冊の所在が確認できませんでした。

すべての保管場所を探しましたが、令和2年度に地下倉庫に保管されていたとの記録があつて以降、所在が確認できません。

3 県民・業務等への影響

総合文書管理システムに登録しているデータ(起案文)から、当該公文書に個人情報が含まれていないことが確認できており、編綴されている文書7件の内容はすべて庁内の予算協議にかかるものであり、対外的な影響はないと考えています。

なお、公文書の外部への流出は確認されておらず、誤って廃棄した可能性が高いと考えています。

4 原因

令和2年度に公文書の所在調査を行って以降のいずれかの時期に、ファイルを持ち出し、その後、元に戻さず、執務室の移動などの際に廃棄を行った可能性が高いものと考えます。

5 再発防止策

過去の文書を持ち出す際は、確実に元の場所に返却することを周知徹底するなど、コンプライアンスミーティング等を通じて職員への注意喚起を図り、公文書の適切な管理・取扱いを徹底します。